

## 保 険 募 集 指 針

会津信用金庫

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当金庫の会員の方」「当金庫から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取扱いさせていただきます。

※ 詳細は、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

1. 個人年金を除く生命保険商品  
保険契約者一人あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1000万円を限度。
2. 傷害保険を除く第三分野の保険商品（医療保険等）  
保険契約者一人あたり、以下の各項目毎に定められた給付金額を限度
  - ①診断等給付金（一時金形式）…1保険事故につき100万円
  - ②入院給付金 …日額5千円、特定の疾病に係る保険は日額1万円
  - ③手術給付金 …1手術につき20万円、特定の疾病に係る保険は40万円
  - ④診断等給付金（年金形式）…月額換算5万円

- 当金庫は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。  
また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

### 【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

会津信用金庫業務推進部 電話番号：0242 - 22 - 7556

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

以 上

平成19年12月22日